

議案第 6 4 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う
大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

大阪広域水道企業団の共同処理する事務を変更し、及びこれに伴う大阪広域水道企業
団規約の変更を行うことに関し、関係市町村と協議するため、地方自治法（昭和 22 年
法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務を変更し、及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更を行うことに関し、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により関係市町村と協議するため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約(平成 22 年 11 月 2 日大阪府知事許可)の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「藤井寺市」を「岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大阪広域水道企業団規約 新旧対照表

新	旧
別表第2(第3条関係) 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、<u>藤井寺市</u>、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	別表第2(第3条関係) <u>藤井寺市</u>、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村